

(2) 小瀧奨励賞の実施要領

林業経済研究所研究奨励事業実施要領

1 趣旨

林業経済研究を推進するため、新進の研究者等による林業経済研究分野に関する調査研究を奨励することを目的とする。

2 テーマ

林業経済研究分野に関する調査研究のすべてとし、内容としては個別論文として完結したものとする。

3 助成対象者

林業経済研究分野の調査研究にたずさわる者で、原則として、大学院生・日本学術振興会特別研究員PD等であり、かつ4—(2)に定める申込時に年齢35歳未満の者とする。

4 助成方法

(1) 林業経済研究所は毎年『林業経済』誌等によって助成対象者を公募する。

(2) 応募者は、別に定める様式による林業経済研究所研究奨励事業申込書とその年の4月20日(消印有効)までに提出する。

(3) 林業経済研究所理事長は、応募者より提出された林業経済研究所研究奨励事業申込書に基づいて、助成対象者の候補者選定を5に定める研究奨励委員会に委嘱する。

(4) 林業経済研究所理事会は、研究奨励委員会の審査報告に基づいて助成対象者を決定する。この決定は、7月上旬までに本人に通知するとともに『林業経済』誌等に掲載し、公表する。

(5) 助成対象は原則として毎年1人とし、金額は20万円とする。また『林業経済』誌を1年分贈呈する。

(6) 助成対象者は、その年度の末日までに林業経済研究所に2,000字程度の調査研究要旨を提出し、翌年度の12月末までに調査研究報告書を提出するものとする。報告書の形式は『林業経済』執筆細則に準拠し(助成対象者が筆頭著者であれば共著も可)、分量は30~80枚(400字詰、図表を含む)とする。報告書の提出が1年以上遅れた場合、林業経済研究所は、助成対象者に対し、交付した奨励金の返還を求めることができる。

(7) 報告書の著作権は林業経済研究所に帰属するものとし、助成対象者は報告書に基づく原稿を『林業経済』に投稿することを原則とする。

(8) 助成対象者に事故が生じた場合等、理事長は研究奨励委員会の意見を聴いた上で必要な措置をとり理事会に報告するものとする。

5 研究奨励委員会

(1) 本事業を遂行するため研究奨励委員会(以下、委員会と略称)を設ける。

(2) 委員会は、理事長が委嘱した委員(学識経験者7名以内)をもって構成する。

(3) 委員会に委員長をおく。

(4) 委員会は、その運営に関して必要ある場合には別に内規を定めることができる。